

関係法令等

○日本国憲法（昭和二十一年十一月三日憲法）

第三章 国民の権利及び義務

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

○個人情報の保護に関する法律（平成十五年五月三十日法律第五十七号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

○個人情報の保護に関する基本方針（平成十六年四月二日閣議決定）

1 個人情報の保護に関する施策の推進に関する基本的な方向

(2) 法の理念と制度の考え方

法第3条は、個人情報が個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示している。関係の各主体においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、以下に掲げる制度の考え方を基に、個人情報の保護に取り組む必要がある。

① 個人情報の保護と有用性への配慮

法は、経済・社会の情報化の進展に伴い個人情報の利用が拡大している中で、法第3条の基本理念に則し、プライバシーの保護を含めた個人の権利利益を保護することを目的としており、他方、情報通信技術の活用による個人情報の多様な利用が、個人のニーズの事業への的確な反映や迅速なサービス等の提供を実現し、事業活動等の面でも、国民生活の面でも欠かせないものとなっていることに配慮しているところである。

個人情報の保護と有用性に関するこの法の考え方は、実際の個人情報の取扱いにおいても、十分に踏まえる必要があり、個人情報の保護に万全を期すことこそが、個人情報の利用に関する社会の信頼を高め、ひいては、国民一人一人がその便益を享受できる健全な高度情報通信社会の実現を可能とするものである。

○解説 行政機関等個人情報保護法（総務省行政管理局）

（目的）

第一条 この法律は、行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

【解説】

三 「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護すること」

本法の目的である「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」と「個人の権利利益を保護すること」とは並列ではなく、「個人の権利利益を保護すること」が一次的ないしは主たる目的である。

（１）「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」

行政機関の保有する個人情報は、適正かつ円滑な行政運営の基礎となるデータであるとともに、その処理へのITの活用は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や行政運営の効率化などに不可欠なものである。「行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ」とは、基本法第一条における「個人情報の有用性に配慮しつつ」との規定に対応したものであり、個人情報の保護と利用は、本来、対立的な関係にあるべきではなく、調和すべきものであるとの趣旨で用いているものである。

（２）「個人の権利利益を保護すること」

本法で保護することを目的としている「個人の権利利益」とは、個人情報の取扱いによって侵害されるおそれのある、個人の人格的、財産的な権利利益である。本法は、このような権利利益の侵害を未然に防止することを目的として立案されたものである。

（参考）「プライバシー権」及び「自己情報コントロール権」について

「プライバシー権」という文言は、我が国社会において定着しつつあり、また、プラ

イバシーとして議論されるもののうち、前科等をみだりに公表されない利益などを法的保護に値する利益と認める判例（ノンフィクション「逆転」事件等）もみられる。

しかしながら、「プライバシー権」について、判例から一義的な法概念を見出すことは困難である。プライバシーといわれるものの中には個人情報の取扱いに直接関係しないものも多く存在しており、近年では、「プライバシー権」として主張される内容は極めて多様かつ多義的なものとなっている（例えば、勝手に写真を撮られて雑誌に掲載されない、覗き見されない等。論者によっては、墮胎といった私事についての「自己決定権」や、地下鉄内の商業宣伝放送といった聞きたくない音を聞かされない自由もプライバシー権として議論されている。）。

「自己情報コントロール権」は、情報化の進展した社会において、個人情報の保護を十分なものとするため、従来消極的な権利として理解されてきたプライバシー権を、より能動的、積極的に理解しようとするものであるが、これについても、論者によって様々な考え方がみられる。

本法は「プライバシー権」や「自己情報コントロール権」という文言を用いず、あくまで個人情報の取扱いに伴い生ずるおそれのある個人の人格的、財産的な権利利益に対する侵害を未然に防止することを目的として、個人情報の取扱いに関する規律と本人関与の仕組みを具体的に規定するものである。